

答申第251号

平成31年2月27日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会

会長 池田 紀子



保有個人情報の提供について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号。以下「条例」という。）第10条第3項の規定に基づき、平成31年2月22日付け岐阜市防対第70号で諮問がありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

記

1 保有個人情報の提供について

(1) 事案の概要

ア 本市では、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）に基づき、高齢者、障害者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対し、災害が発生した際の避難支援、安否確認等（以下「避難支援等」という。）の要否に関する意向調査（以下「調査」という。）を実施し、次に掲げる者を避難行動要支援者として避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）に登録している。

(ア) 調査において避難支援等を必要とする旨の回答をした者

(イ) 調査に対する回答がない者のうち障がい、介護等の程度が重いなどの理由により一層配慮が必要な要配慮者（以下「特定要配慮者」という。）

イ 現在、名簿に係る個人情報の提供については、調査において避難行動要支援者の個人情報の提供することに関する意向の確認（以下「提供の確認」という。）を行った上で、次のとおりとしている。

(ア) 災害の発生に備えるため、災害が発生する前の平常時に提供の確認に同意する旨の回答をした避難行動要支援者の名簿に係る個人情報を、避難支援等に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し提供している。

(イ) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、法第49条の11第3項の規定により、提供の確認に同意しない旨の回答をした避難行動要支援者及び調査に対する回答がない者のうち特定要配慮者の名簿に係る個人情報を避難支援等関係者に対し提供することとしている。

ウ しかし、災害の発生直後の混乱した状況となったときに、初めて避難支援等関係者が名簿に係る個人情報の提供を受けていたのでは、避難支援等を迅速かつ適切に実施することが困難なケースも想定され、また、特定要配慮者の中には、障がい、介護等の程度により、調査に対する回答を行うことができない者がいることも想定される。

エ このため、名簿に係る個人情報の提供については、調査において提供の確認を行わないこととし、条例第10条第2項第7号の規定により、災害が発生する前の平常時に避難支援等関係者に対し、名簿に係る個人情報を提供する。

(2) 要配慮者及び特定要配慮者

要配慮者及び特定要配慮者とは、次の表に掲げる区分に応じ、それぞれ同表に定めるものをいう。

区分	要配慮者	特定要配慮者
高齢者	各地域の民生委員がその担当する地域において見守り等の支援が必要であるとして本市に届出をした当該届出に係る高齢者のみで構成される世帯に所属する者	
要介護者	要介護認定を受けている者	要介護3から要介護5までのいずれかの要介護認定を受けている者
身体障がい者	身体障害者手帳を所持している者	身体障害者手帳1級若しくは2級又は下肢、体幹若しくは脳原性移動機能の障がいによる身体障害者手帳3級若しくは4級を所持している者
知的障がい者	療育手帳を所持している者	療育手帳A、A1又はA2を所持する者
精神障がい者	精神障害者保健福祉手帳を所持している者	精神障害者保健福祉手帳1級を所持している者

(3) 提供する保有個人情報（名簿に係る個人情報）

避難行動要支援者の氏名、生年月日、性別、住所又は居所、電話番号その他の連絡先、要配慮者の区分、避難支援等を必要とする理由及び本件調査に対する回答がない場合は、その旨

2 意見

適当なものと認める。